

# 第41回インターネット消費者取引連絡会 (テーマ:オンラインサロン) 国民生活センター 報告資料

2021年5月31日  
独立行政法人国民生活センター  
相談情報部

## オンラインサロンとは

- 一般的には、インターネット上で展開される会員制のコミュニティのことを指し、様々なジャンルがある。
- 本資料では、全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談の中から、相談者の申し出において「オンラインサロン」と「オンラインコミュニティ」が含まれ、インターネット上の会員制サロンに関連すると思われる相談を取り上げている。

(参考) 朝日新聞社 A-portオンラインサロン「オンラインサロンとは」  
(<https://a-port.asahi.com/salon/guide/>)

## 1. SNS等を通じて儲け話の勧誘を受け、オンラインサロンの契約をするケース

- 契約のきっかけ
    - ・ 見知らぬ人からDM（ダイレクトメッセージ）が届く
    - ・ SNSで知り合った人や、友人・知人から紹介される
    - ・ SNS上の広告を見て、消費者自らコンタクトをとるケースもある
  - セールストーク
    - ・ 「実質無料の副業がある」
    - ・ 「スマホで簡単に儲かる」
    - ・ 「アフィリエイトをすれば稼げる」
    - ・ 「資産構築法を学べば、不労所得で豊かに生活できる」
    - ・ 「夢を実現させるために成功した人の話を聞かないか」
- などがみられる。

## 2. 儲ける方法として提供された内容に問題がみられるケース

- オンラインサロンで提供された内容では、稼げるようなものでなかったり、一般的で役に立たないものだった

## 3. オンラインサロンを人に紹介するよう言われるケース

- オンラインサロンを人に紹介するビジネスモデル
  - 会員を紹介すれば収入が得られると言われた
- 事前の説明と異なり、後から人に紹介するように言われる
  - 投資で儲けると聞いていたが、人に紹介するよう言われた
  - 指示された通りでは儲からないと伝えたら、人に紹介するように言われた

などがみられる。

## 4. オンラインサロンの運営等に問題がみられるケース

- 主宰者が経歴詐称していた
  - 連絡が取れず、解約できない
    - 契約書等が交付されない、交付されても電子データのみだった
    - 事業者の連絡先はSNSのアカウントだけで、住所や電話番号等がわからない
    - 退会したいのに連絡が取れず、会費を引き落とされてしまう
    - 契約期間内の中途解約ができなかったり、規約で一切返金しないと言われる
- などがみられる。

## ① 稼ぎ方を教えるとSNSのDMが届いて契約した

### 【事例1】

SNSで「稼ぎ方を教えます」とダイレクトメッセージが届き、無料通信アプリで相手に連絡した。そこで「ブログでアフィリエイト収入が得られる」「ビジネススキルを情報商材で提供するのでオンラインサロンで勉強できる」等と勧められ、約30万円で入会することにした。契約書はウェブ会議のやり取りで作成した。

実際にブログを始めたが、「オンラインサロンの人が〇万円稼げました」などと偽りの発信を指示されるようになり、稼げる内容ではないことがわかった。解約して返金してほしい。

(契約当事者：30歳代、男性)

## ②サロンを紹介すると、報酬が得られると勧誘された

### 【事例2】

同級生から紹介料が貰えるオンラインサロンを勧められた。同級生とオンラインサロンの担当者と3人のチャットに招待され、送られてきたURLからオンラインサロンの紹介動画を見た。そこで、誰かにこのオンラインサロンを紹介し、契約すれば紹介料が貰える、会員カードを提示するとカルチャースクールなどで割引が受けられる等の特典があると説明が流れた。友人の紹介だから安心だと思い、会費を一括で支払った。

しかし別の友人から、騙されているからやめた方がいいと言われ不安になった。クーリング・オフをするので返金してほしい。

(契約当事者：20歳代、男性)

### ③投資で儲けると聞いていたが、人を紹介すると報酬が得られるとの内容で、事業者の連絡先もわからない

#### 【事例3】

SNSの広告を見て事業者に連絡を取ったところ、「不動産投資等で儲ける方法を教える」と、約25万円の資産形成オンラインサロンを無料通話アプリで勧誘された。毎月2万円の分割払いで契約したが、説明と違い会員を増やせば紹介料が入るなどマルチ商法のような内容だとわかり、支払いを中止したところ、未納料約10万円を請求された。契約時、クーリング・オフ記載の書面等を受け取っておらず、事業者の住所や電話番号等はわからない。契約を解除して返金を求めたい。

(契約当事者：20歳代、男性)

## ④オンラインサロンの主催者が経歴詐称をしていた

### 【事例4】

大手企業に勤めていた人が経営ノウハウを教えるというオンラインサロンに入会し、毎月約9,000円を支払っていた。ところがその人物が大手企業に勤めていたというのは嘘だと発覚した。また送られてきた資料も他のコンテンツから取ってきたもので、独自性がある物では無かった。解約したいので、全額返金してほしい。

(契約当事者：20歳代、男性)

## ⑤連絡が取れず、解約できない

### 【事例5】

月会費4万円で投資を学ぶオンラインサロンの会員になっている。利用規約には新規加入者は6カ月間は在籍するよう書いてあり、更新月の前々月までに専用フォームから退会手続きしないと1年間自動更新になる。

更新月の前々月を迎えたので退会手続きをしようとしたが、退会用の専用フォームが見つからない。事務局にメールで退会希望の旨と専用フォームが見つからない事を伝えているが返信がない。どうすればいいのか。

(契約当事者：30歳代、女性)